

江戸から東京への貧民収容の制度的変化と 都市オープンスペースの変化に関する考察

土 肥 真 人*

The Relation with the Institutional Change of Social Relief System and the Spatial Change of the Urban Openspace at the Transition Era, Edo to Tokyo

Masato DOHI

摘要：本論は、江戸から東京への変動期にみられる都市オープンスペースの形態的变化と社会的諸制度の変化との相関を検討することを目的とする。江戸の貧民対策は、基底的社会制度である身分制度により、各身分内で行われるのが原則であった。路上の貧民は、路上を活動の舞台とする諸身分に組み込まれた。明治初期の身分制度廃止により、浮浪者および路上を活動の舞台としていた身分の人々は道路上から排除され、空間的に収容される。明治初期公園は、この空間的貧民収容という側面からも捉えられる。本論の考察の結果、身分的収容から空間的収容への貧民収容制度の変化は、都市オープンスペースの形態的变化と密接に関わっていることが明らかにされた。

1. はじめに

身分制度を存在の根拠として江戸のオープンスペースに生きていた人々は、制度としての身分が消滅した東京のオープンスペースでは、その存在の根拠を失った。往還上に居住していた非人は、地租改正によりその居住地を追われる¹⁾。江戸から東京への空間的移行は、オープンスペースにおいて、差異に編み上げられた房状都市一町の完結性を体現する分節型空間から、平板都市一都市全体の連続性を体現する貫通型空間への移行として現れる²⁾。道路や公園などの空間装置の導入が、この空間的变化を具体化する。この時、各房の狭間として存在していた江戸のオープンスペースは、差異を解消し都市のあらゆる部分に平等をもたらすためのネットワークを支える空間となる。これは、都市オープンスペースが<社会一都市>において果たす役割が地から図へと転倒する決定的な局面であった。本論では、江戸のオープンスペースに生きていた人々が、東京ではどの様に取り扱われたかを概観し、彼らの変遷を、新たな社会とオープンスペースとの関係の中で考察することを目的とする。

2. 江戸における身分制度による貧民収容

江戸時代においては、居住地と強く結び付いた身分制度によって、農村からの人々の流出が、今日のように経済の発展と比例して増加することはなかったと考えられるが、それでも飢饉の際には、人々が都市を目指して集まってきた。幕府は、寛永19年(1642)の飢饉による困窮者を収容するため一時的な施設として、「救小屋」を設けた。元禄14年(1701)の飢饉の際にも、流民収容の

ために「救小屋」を一時的に設けている。しかし、救小屋はあくまでも一時的な収容施設であり、収容された困窮者、浮浪者は本国へ送還するのが原則であった³⁾。

17世紀末、幕府は浮浪者の増大のなかで、救小屋への一時的収容と本国送還では対処できなくなる。そこで登場するのが非人小屋への浮浪者の収容である。江戸の非人身分には、非人頭の支配を受ける非人小屋に属する「抱非人」と、非人頭の支配を受けていない「野非人」がいた⁴⁾。非人頭以下の抱非人は、それぞれの持ち場を巡回し、無宿人や野非人を狩りだした。これは「制道廻り」「狩込」「片付」と呼ばれた。狩り出された浮浪者たちは非人身分に収容され、浮浪者を狩る側になる。幕府のオープンスペースにおける社会秩序維持は、身分制度を通じて効果的に実践された。宝永6年(1709)に幕府は、捕まえられた無罪の無宿人は、引取り手がない場合、非人手下にすると定めた⁵⁾。

幕府は浮浪者対策として、無宿養育所(1780)を設立する。これは天明6年(1786)に廃止されるが、同様の人足寄場(1790)がすぐに設けられ、深川から石川島に移される。人足寄場は、無宿人の収容と授産を目的とし、近代的行刑の始まりと解釈されることもある。しかし、逃亡すると死罪に処せられるなど、予防拘禁的な側面が大きかったことも見逃してはならない。さらに重要なことは、江戸時代には、収容自体は刑罰ではなく、基本的には裁きを待つ間の拘禁場所であったと言うことである。人足寄場に収容された者は、収容年限に関わりなく、自活の手段を獲得すれば放免されるのであった。後に非人寄場(1842-1853)が別に設けられることを考え合わせるなら

*京都大学大学院農学研究科

ば、浮浪者の身分を一律に非人身分へと組み込むことに限界が生じたのだろう⁶⁾。幕府はこの段階で、非人身分の浮浪者を野非人、非人身分以外の浮浪者を無籍無宿人として、浮浪者のなかにも身分制度の貫徹をはかったと考えられる。このように区別された浮浪者は、それぞれの身分に応じて非人小屋、人足寄場へ収容され、また職業、身分によっては、乞胸頭へ鑑札料を納めることで乞胸の身分として収容された。

3. 身分解体による物貰い、乞食への変化

明治政府は明治4年、えた非人に対する身分廃止を布告する⁷⁾。この賤民廃止令に基づく乞胸、香具師、願人の身分廃止布告には、それぞれ「銘々適宜ニ営業不苦候事」⁸⁾、「銘々商売者可為勝手次第事」⁹⁾、「銘々渡世ニ応シ候肩書相据」¹⁰⁾とあり、身分解体以前の職業を継続することも可能であり、自由であるはずであった。しかし実際には、彼らの家業は身分と不可分のものであり、身分廃止は家業にも大きな影響を及ぼすことになる。

ところで身分廃止以前から、彼らのオープンスペースにおける存在の必要性は喪失し、彼らの職業への社会の見方も変節しつつあった。明治2年に東京府が教育所開設(後述)の文書からは、賤民廃止令以前に非人、願人、乞胸の乞食行為が禁止されてゆくことが確認できる。

太政官廻 高輪教育所窮民共当分取扱案

- 一、高輪教育所之儀者、都合府下無宿ものを教育いたし、産業ヲ相授、教戒勉励為致候儀ニ有之、右非人乞食之儀者、弾内記配下非人頭善七・松右衛門手下共ハ、囚獄溜溜ニ差出之囚人共為取扱、久兵衛・善三郎手下共儀も、市中勸進之外乞食不為致候様申候事
- 一、野非人者、右配下善七外三人手下共ニ申付、市中見廻り、見当り次第連入、追々所置候様相成居候事
中略
- 一、願人之儀者、鞍馬園光院末之谷坊・同大蔵院末本明坊両配下之者故、老幼男女共僧体ニ致シ、袈裟衣を着し、仏道修行之外俗体ニ而乞丐者不相成段、請書取置候事
- 一、乞胸之義者、頭二太夫配下之者故、市街ニ而流シ芸与唱ひ、門ト着ケ歌舞妓辻講釈物真似等致シ、編笠ヲ着シ、白木綿襟ヲ掛候衣類ヲ上ニ着シ、徒ニ乞丐致間敷請書取置候事 後略¹¹⁾

上の文書は、乞食の禁止を、物乞いを成業とする身分を通じて命ずるという矛盾、つまりある社会から別の社会への過渡的な性格を示している。この点で教育所の設置は、明治4年の賤民廃止令を予感させるものである。

一方で、賤民廃止令により、オープンスペースでの治安管理等の面で実態に沿わなくなった、江戸の残滓たる彼らの身分が解消されると、町人の側からも、元賤民身分による物乞いを禁止するよう願いが出される¹²⁾。

銘々勝手に営業せよ、という身分の解消の布告の一方で、非人、乞胸、香具師、願人などの家業が職業としては認められなくなる、という過程が同時に進行していた。つまり江戸においては、賤視されていたとはいえ、その存在自体は、身分を通じて、制度的にも社会的にも認められていた彼らは、身分制度の解体と共に、新たな社会においてはその職業を否定されてゆくことになる。

4. 東京における貧民の収容

江戸から明治への移行期に存在していた空間的貧民収容先は、非人小屋、人足寄場であった。明治4年8月の賤民廃止令により、非人身分は制度上消滅したため、浮浪者が狩り込みをうけ、非人身分とされた上で、居住する場所とされた非人小屋の、浮浪者収容施設的な側面は失われる。人足寄場もまた、非人小屋や非人寄場との関係から理解されるように、身分制度の上に成立していた。しかし、非人身分以外の浮浪者収容施設として存在していた人足寄場は、明治元年5月に穢多頭弾内記の管するところとなる¹³⁾¹⁴⁾。元来、人足寄場は町奉行所の人足寄場掛が管理していたのだが、町奉行所の市政裁判所への移管にともない、やはり市政裁判所付きになった弾内記に預けられることになった。この行政的処理により、この時期の浮浪者の収容は、すべて賤民の手に委ねられることになった。明治2年末の人足寄場の名簿から、この時点ではまだ人足寄場が残っていることを知ることができる¹⁵⁾。人足寄場とこれから見てゆく教育所は一時并存していたが、その関係は明らかにされていない。

(1) 教育所

幕末以来の混乱と武士たちの帰郷により、東京は荒廃した。江戸城の郭内にまで乞食非人とされた人々が立ち入り、その禁止が慶應4年(明治元年)から明治4年にかけて繰り返さされる¹⁶⁾。明治2年、東京府は窮民対策として麹町、三田、高輪に教育所を設ける¹⁷⁾。教育所は、町中に居住していても、貧窮しているものを府が収容するものであった。従来は、町会所の七分積金などを通じて、町毎に面倒を見られていた者が、府によって収監されるという点に、江戸から明治への貧民対策の転換を見ることができる。東京府による空間的な貧民収容は、身分による貧民収容対策からの移行過程と考えられる。

3教育所のうち、高輪教育所は賤民を収容対象としており、身分制度による収容施設の区別が見られる¹⁸⁾。賤民廃止令の布告の2年ほど前であり、この区別自体は不自然ではない。先にふれた江戸以来の人足寄場も残っていたし、非人小屋も存在していた時期なのである¹⁹⁾。しかし、高輪教育所取扱案によれば、高輪教育所への浮浪者収容が非人に命じられても、もはや取り押さえられ収容された者たちが非人身分にされ、非人小屋に収容されることはなかった。江戸の身分制度を用いてはいるが、

この時点で江戸の身分制度による貧民対策、浮浪者収容とは異なる貧民対策、浮浪者収容の方法が登場する²⁰⁾。

教育所では授産が行われた。授産とは職業訓練であり、窮民の自立を目的とするものである。職業内容を異にするが、授産は3教育所すべてでなされる²¹⁾。江戸では、身分による支配関係が明確であれば、往還上での物乞いに類する行為は公認された職業であり、これに従事する人々は授産の必要な人々とは認められていなかった。つまり、浮浪者の収容とは身分への収容であり、必ずしも空間的な収容を必要とはしなかったのである²²⁾。身分への収容はそのまま職業の決定であり、オープンスペースに生きた身分への収容は、そのまま、彼らがオープンスペースに生きることを意味していた。身分制度を基底にした諸制度が崩壊する中、江戸のオープンスペースに生きた身分の職業は東京においては職業として認められなくなったことを、高輪教育所の授産から知ることができる。非人などを収容した高輪教育所での授産は、オープンスペースに生きた人々の、オープンスペースからの根本的な排除の開始と考えることができる。

教育所は、明治4年9～10月にかけて相次いで廃止された²³⁾。もともと教育所は臨時的な施設であったこともあるが²⁴⁾²⁵⁾、直接には、東京府の財政難が廃止の理由であったと推測される。東京府は、明治4年2月以降、貧民救済は府が行うのが妥当として、数回にわたり政府へ補助を願い出ているのだが、結局民間に頼らざるを得なくなった²⁶⁾。また同年8月の賤民廃止令と、教育所に見られる身分別収容は相入れない。この時、民間に任された貧民収容は、明治5年の東京府から会議所への貧民救済に関する諮問、それに基づく養育院設立、へと引き継がれてゆく。

(2) 養育院

明治5年9月、東京府は、管轄会議所へ増大する窮民や乞食の救済について諮問する。これにたいして同年10月、会議所は、工場、日雇会社、養育院設立の建議を行った。また同年10月には、ロシア皇太子来日に際して、司法省から乞食一掃の伺が正院へだされ²⁷⁾、路上の貧民収容は東京府の緊急課題となっていた。

- 一、近来乞食物貫體之者往々府下に徘徊候趣相聞、此儘差置候ては取締筋も不_レ相立_レ候に付、處分左之通相違候事。
- 一、来る十七日限り各区精細取調へ管内管外之無_レ別總て取押へ、一先召連れ本郷元金澤邸跡御用地へ可_レ差出_レ事。 中略
- 一、選卒にて取押候分も町役人へ引渡候筈に付、受取候上は前書御用地へ可_レ差出_レ事。
- 一、右御用地へ差置き中は日々相當の業體相仕向使役候儀と相可_レ心得_レ候事。

壬申十月十五日 東京府知事 大久保一翁²⁸⁾

造園雑誌 57(5), 1994

路上の貧民は、乞食や物貰いなどとして元加賀藩邸の空牢に集められ、元非人頭車善七がこれを管理することになった。これが後の養育院の始まりである。ここに収容された人々は、10月19日には、江戸以来非人頭車善七が管理を任されていた浅草溜へ移される。明治5年11月、東京府は養育院用地として上野山内護国院を買収、そして明治6年2月4日²⁹⁾に、収容者114人を浅草溜から落成した養育院へ移した。明治12年10月10日に神田へ移されるまで、養育院は上野山内に置かれることになる。明治7～10年の収容者数は300人強から400人弱と報告されている³⁰⁾。江戸において、身分の支配関係を通じて物貰いなどの職業を公認され、治安維持にも関わっていた人々は、もはや、治安を乱し国体の恥となり、一方的に取り締まれる者となった³¹⁾。

会議所は日雇会社実現のために即座に準備にはいる³²⁾。明治5年中に、日雇会社規則や人足心得などの準備を整えた会議所は、明治6年1月12日に、諸般人足の派遣を必要とするものは、日雇会社へ申し出るよう府下に通知した³³⁾。元加賀藩邸に集められ、善七の管理下に入っていた収容者たちのうち、労働可能なものは同日会議所へ引き渡され、日雇会社の管理下に入った³⁴⁾。すでに述べたように、同年2月4日に、残りの収容者たちが浅草溜から上野養育院へ移されており、ここにおいて江戸の賤民が、貧民を収容する側に携わることはなくなった。

乞食のオープンスペースからの排除、収容は、以上のような直接の乞食取締りと同時に、乞食への施し禁止という物を施す側への働きかけとしても現れる。乞食へ物を施すのは一時的な救済であり、乞食を乞食として存在させる行為であるとして、施しをした者を罰則をもって選卒が取り締まった³⁵⁾。さらに養育院の設置が決定すると、養育院への貧民収容の促進のため、公的な施しとも言える江戸以来の救助米銭制度が廃止される³⁶⁾³⁷⁾。教育所の収容方法に見られた江戸から明治への過渡的な性格が、身分制度の解体によって、養育院ではほぼ近代的な収容方法に置き換えられたことがわかる。

5. 収容された貧民による道路整備

オープンスペースからの貧民の排除は、ある社会から別の社会への変移にともなって、必然的に招来される過程であった。しかし、これに追い打ちをかけるように、貧民はさらに新しい〈社会一空間〉の形成に動員されるという回路に取り込まれる。これを詳しく見てゆこう。

江戸の往還から東京の道路への変化には、会議所が大きな役割を果たしていた³⁸⁾。そして、会議所の深く関わった貧民収容と道路修繕の両者は、密接な関係を有していた。明治6年12月4日、会議所から東京府へ、市中の道路補修について建議が出される。

東京市中道路管轄之義、兼テ於御府御配慮被為在、

中略 右修路人足并土砂利其外監督人員入費并セテ一ケ年凡二万円ヲ用ヒ候ハ、不足ハ有之間敷ト存候、左候得ハ、右人足ハ養育院日雇会社窮民ノ内壯健ノ者ヲ相用ヒ、監督ノ者ハ會議所ヨリ差出、怠惰無之様毎日検査為致可申、窮民生計道路修繕一挙兩得ト奉存候、右入費ノ義ハ、諸車并戲場遊芸料理貸座敷等ノ税ヲ相用候ハ、引足可申候、且又道路灑掃ノ方法モ右ニ随テ相立、平常汚穢ノ氣無之様相成可申候、右決議ノ上修繕大略方法相添及建言候也

明治六年十二月四日 會議所

御掛御中

{別紙} 道路小補方略

一. 道路小補ハ、尽ク日雇会社ニ在ル窮民ヲ用フ可シ後略³⁹⁾

東京府は同年同月この建議を認め、さらに明治7年2月3日には、市街道路修繕の際は、會議所の道路小補方略に従うように通達した。

明治8年分に関しては、補修面積が明らかになっているので、これをもとにその規模をみてみよう(表参照)。87430坪は288519㎡である。江戸は8間と言われた往還が、その面積を変えず道路となつたとすると、道路幅は14.4mとなるが、その中央4分の2が府の管理部分であったから⁴⁰⁾、補修対象となる部分の幅は7.2mである。補修面積と補修幅から単純に算出される補修道路延長は40072mとなり、ほぼ40km/年に及ぶ。江戸の往還の幅を3~6間とする説⁴¹⁾に従って幅5間とすると補修道路延長は、64km/年以上になる。当時の東京府は、他県との飛び地のやりとりを行ない、その行政範囲を画定しつ

表-1 日雇会社に収容された貧民による道路補修

明治	延べ人足数	修路面積	修路箇所
7年5月	6026、9人	7276、32坪	28ヶ所
7月	4800、5人	4387、2坪	26ヶ所
8月	4901、5人	4810、11坪	
9月	4973、75人	6824、4坪	38ヶ所
12月	3449、0人	4862、0坪	28ヶ所
8年2月	3492、0人	6034、8坪	21ヶ所
6月	2884、0人	5611、2坪	25ヶ所
7月	3225、005人	5490、0坪	28ヶ所
8月	2895、5人	6683、0坪	23ヶ所
9月	2742、5人	6455、3坪	16ヶ所
10月	3176、0人	6820、0坪	26ヶ所
11月	2632、5人	7284、0坪	28ヶ所
12月	2171、5人	6107、82坪	12ヶ所
8年中		87430、79坪	272ヶ所
9年2月	1742、5人	3487、85坪	30ヶ所
3月	1879、5人	5730、0坪	33ヶ所
4月	1894、5人	8772、0坪	24ヶ所

會議所修路入費表：史料集 明治初期被差別部落：945より作成

つある時期であるが、中心部は江戸のそれとほとんど変わるところはなかったと考えてよい。つまり直径10km程の規模であった⁴²⁾。東京市中の道路は、養育院へ収容された貧民の労働によって維持されていたのである⁴³⁾。

府の管理部分と定められ、諸車の通行によって痛められ、そして自らが排除された道路を、東京府の囑託を受けた會議所の下で、江戸のオープンスペースに生きた人々が、人足として整備する。さらに大きな流れでは、明治元年の木戸、諸番屋撤去による往還の空間的形態変化、明治3年以降の諸車の激増、地租改正による道路の官有地化、明治4年の邏卒設立による警察制度確立、町制改革などの、道路を巡る変化の収束点で、江戸でオープンスペースに生きた人々が、自らの排除された空間の新たな整備に動員される姿として、捉えることができるのである。

6. 貧民収容と公園：上野公園と浅草公園

貧民収容と公園の関係は、道路とのそれとは異なった様相を呈する。會議所が経営に深く関わった養育院と上野公園は隣接している⁴⁴⁾。もとより、養育院用地が上野護国院に選定されたのは、明治5年11月7日のことであり、明治6年1月15日の、公園設置の太政官布告の1カ月以上前である⁴⁵⁾⁴⁶⁾。さらに、養育院候補地として5ヶ所の元藩邸があげられていたなかで、候補地でさえなかった上野護国院が選定されたのは、地所面積の関係であった⁴⁷⁾。これらの経過を考えれば、上野公園と養育院が隣接することになったのは、全くの偶然ではあるだろう。しかしこの偶然は、路上を徘徊する乞食となった人々の行く先という点で、きわめて象徴的であり示唆的でもある。

当時の東京府は、道路上から乞食とされた人々を排除したが、公園においては公園出稼人を認める。浅草公園では、明治7年160軒、明治10年350軒と報告されているから⁴⁸⁾、数百人から千数百人の人々が、江戸以来の方法で公園の中で生活していたことになる⁴⁹⁾。

ここで、道路から排除される貧民の到着点である浅草公園と、やはり貧民の到着点である養育院に隣接する上野公園とを比べて考えてみよう。浅草公園では、押し寄せて来る貧民や大道芸人が、公園に遊びにくる人々と混在し、彼らを相手にその芸をみせ、あるいは物を乞うという江戸的な姿がみられる。それに対し、上野公園では、養育院に収容される貧民と公園を訪れる人々とは、明確に分かたれ、道路において排除された人々は公園からも排除されている。このように、当時の浅草公園と上野公園とは、対極的な貧民収容の姿を呈していた。浅草公園では、江戸のオープンスペースに生きた人々が、ある程度その生活のまま収容され、かたや上野公園では、東京のオープンスペースから排除された人々が、賃労働に用いられる労働力として収容された。貧民収容に見られる

この違いが、両公園の性格を大いに異なったものとするのである。時代は下がるが、両公園の性格の違いを、見事に書きあげてみせた文章を引いてみよう。

上野は築きなされたる公園なり。陰気なる神の庭なり。貴族的なり。浅草は埋めたてられたる公園なり。陽気なる仏の宿なり。平民的なり。上野は靴に石段を登るべく、浅草は雪踏に敷石を行くべし。上野に多きは脊廣なり、浅草に多きは三尺帯なり。上野は樹木の公園なり、茶を喫するの公園なり、幽遠なるが故に即ち獨賞的なり。浅草は屋舎の公園なり、酒を呼ぶの公園なり熟閑なるが故に即ち共樂的なり。天然の色は上野に見るべく人為の聲は浅草に聞くべし。前者はぶらつきなり、後者はおしあひなり⁹⁰⁾。

断固として貧民の排除が進められた道路に比して、多様な収容方法という点で、公園という都市空間が有するフレキシビリティを示していると捉えられるだろう。

7. まとめ

養育院には300人～400人が収容された。乞食や貧民とされた人々の多くは、実のところ形成されつつあった、貧民街とよばれる、近代都市特有のスラムに収容されるのである⁹¹⁾。養育院の収容規則などでも触れられている、乞食の旧里への送還が、どれほどの規模で行われたのかは不明だが、都市スラムの成長は、江戸以来の方法がほとんど機能しなかったことを示していると考えられる。つまりこの時期、道路上からの乞食の排除は、人々の3つの流れとしてイメージすることができる。そのうち最大のものは貧民街へのものであり、第2の流れが浅草公園や深川公園へのもの、最後に、最も細くしかし制度的な上野公園に隣接する養育院への流れである。

以上、江戸の身分的収容から東京の空間的な収容へと、貧民収容の方法が変化することを考察してきた。これは、江戸のオープンスペースの、道路、公園などの機能別空間への再編成として捉えられる。その中で、明確に規定される道路に比して公園の柔軟な空間装置としての性格の一端も明らかになったといえよう。

注

- 1) 拙稿(1993): 都市オープンスペースの居住人の動きを通してみた明治初期公園の位置づけ: 造園雑誌56(5) 31
- 2) 拙稿(1992): 明治期の公園誕生に関する考察: 都市計画学会学術論文集27 37-42
- 3) 池田敬正(1986): 日本社会福祉史: 法律文化社 101
- 4) 石井良助(1988): 江戸の賤民: 明石書店 78, ただし高柳金芳(1982): 江戸時代 非人の生活: 雄山閣30によれば「野非人」は純粹の非人ではなく、「寄非人」「新非人」「渡り非人」等とも呼ばれたとしている。

- 5) 前掲: 日本社会福祉史: 102
- 6) 前掲: 江戸時代 非人の生活: 102,103,105
- 7) 太政官日誌: 東京市史稿市街篇52: 165
- 8) 順立帳 明治四年 一九 部落解放研究所(1986): 史料集 明治初期被差別部落: 解放出版社 280 所収
- 9) 記事類纂: 史料集 明治初期被差別部落: 309
- 10) 御達留: 史料集 明治初期被差別部落: 416
- 11) 府治類纂: 史料集 明治初期被差別部落: 78, : 東京市史稿市街篇50: 950
- 12) 順立帳: 東京市史稿市街篇52: 166, 順立帳 明治四年 三五: 史料集 明治初期被差別部落: 298,301
- 13) 鎮台府一件: 東京市史稿市街篇49: 92, 東京都(1959): 東京府の前身 市政裁判所始末 都史紀要 6: 90
- 14) 穢多頭弾左衛門は慶應4年1月に弾内記と改名
- 15) 荒井貢次郎: 人足寄場と民衆:, 石井良助(1978): 近世関東の被差別部落: 明石書店 所収 502
- 16) 史料集 明治初期被差別部落: 11,25,66,174,177,197
- 17) 因革史料 六: 史料集 明治初期被差別部落: 60
- 18) 前出: 史料集 明治初期被差別部落: 78
- 19) 前出: 史料集 明治初期被差別部落: 1036
- 20) 教育所収容の人員数と非人数の一致の指摘もあるが、教育所が身分別に設けられていたことや、非人小屋の存在(道路上のものは撤去され始めていたとはいえ)を考慮すると、「すべての浮浪層の収容」としてこれを捉えることには疑問がある。「{教育所の} 収容人数は表Ⅱ-12に示される数字である。{三田:1988人, 麴町:2418人, 高輪1180人, 合計:5586人 1870.10.1} この市中人口の1%をこえる収容人数が教育所への入所をもとめていた『極々貧民』(一八〇〇人)と非人头支配の下におかれていた『非人手下』および『野非人又は乞食等』(四三七三人)の合計数にほぼ匹敵することは、この収容施設が前代以来の伝統的な浮浪層と維新変革のなかで形成された新しい浮浪層とを、一応すべて収容しようとしていたことを示すものであろう。」{}は筆者 池田敬正(1986): 日本社会福祉史: 法律文化社 182
- 21) 「前略 貧困非命之厄ニ罷ルモノ多ニ付、近来教育所ヲ設ケ、老幼廢疾ヨリ無籍流氓ニ至迄、一切撫恤ノ法ヲ施ス、目今府下乞丐大ニ減ゼリ」, 東京府日誌 二 明治二年 前出: 史料集 明治初期被差別部落: 103
- 22) 同上: 史料集 明治初期被差別部落: 1036
- 23) 教育所における授産に関しては、以下の指摘がある。「こうして教育所の授産所化がすすみ、教育所収容者の雇傭がもたらされる。以上のべた『復籍』と『授産』による対策は、都市の浮浪貧民を地域に定着させ前代以来の地域における公共的な救済を抑制する方向をもたらすこととなった。」前掲: 日本社会福祉史: 183
- 24) 因革史料 前出: 史料集 明治初期被差別部落: 279: 東京市史稿市街篇52: 240

- 24) 養育院六十年史：東京市史稿市街篇53：597
 25) 御救小屋として町には布告されているが、御救小屋とは江戸においては一時的救済のための施設であった。：東京市史稿市街篇50：950
 26) 政府建白伺願録：史料集 明治初期被差別部落：239：東京市史稿市街篇52：241；東京市史稿市街篇51：818
 27) 記事類纂：東京市史稿市街篇53：594
 28) 養育院六十年史：東京市史稿市街篇53：599
 29) 2月5日説もある。：東京市史稿市街篇54：248
 30) 史料集 明治初期被差別部落：480,547,617,691
 31) 養育院開設当時は、江戸で抱え非人が野非人を狩り込むのと似た現象がみられる。会議所伺：史料集 明治初期被差別部落：382；東京市史稿市街篇54：2755
 32) これより以前から会議所は貧民を労働力として認識している、という指摘もある。塩見鮮一郎（1991）：弾左衛門とその時代 賤民文化のドラマツルギー：批評社 107
 33) 同上360
 34) 管民願伺届一土木：史料集 明治初期被差別部落：361，会議所伺 庶務課：史料集 明治初期被差別部落：361
 35) 指令原控 下：史料集 明治初期被差別部落：332
 36) 坤部布令留 上：史料集 明治初期被差別部落：375
 37) 江戸以来、各町の責任であった棄児養育や行き倒れ病人介抱も、設置当初は養育院で行うことにされた。養育院六十年史：東京市史稿市街篇54：272 棄児に関しては明治6年9月に再び各町での養育が命じられる。明治六年御達留：東京市史稿市街篇55：519
 38) 前掲：明治期の公園誕生に関する考察：
 39) 法令類纂：史料集 明治初期被差別部落：449，養育院六〇年史：東京市史稿市街篇54：280
 40) 布令留：東京市史稿市街篇55：792
 41) 石田頼房（1987）：日本近代都市計画の百年：自治体研究社 28
 42) 明治19年の東京市中道路延長、道路幅の報告を引用する。国道県道里道の区別は明治9年の太政官布告によるもので、国道は道路敷地が7間以上、県道は4～5間、里道は一定せず、というものである。東京府統計書より
 国道；全長 120635間 （約217km）
 内道幅3間以上 17210間 （約31km）
 県道；全長 19814間 （約36km）
 内道幅2間以上 4125間 （約7km）
 里道；全長 1604618間 （約2888km）
 内道幅1間以上 398694間 （約718km）
 渋沢敬三（1955）：明治文化史 十二 風俗編：洋々社 360
 43) 「窮民救済と道路修繕，土木工事等は，古今東西を通じてその接を一にしてゐるが，養育院も斯の如く，東京全都の道路修繕と密接の関係を有してゐたのであった。」養育院六十年史：東京市史稿市街篇54：281
 44) 東京市史稿市街篇54：248には「上野公園内ニ建設中ノ養育院落成シ」とあるが，当時の史料からは公園内に養育院が設けられたという記述はみられない。
 45) 養育院六十年史：東京市史稿市街篇53：606
 46) 明治5年11月21日，東京府は文部省からの護国院地所引渡し要求を養育院設立のために断わる。会議所伺 庶務課：史料集 明治初期被差別部落：354
 47) 養育院六十年史：東京市史稿市街篇53：605
 48) 各公園例則：東京市史稿遊園篇4：655，浅草公園例則ニ係ル願伺：東京市史稿遊園篇4：1018
 49) 乞食とされた人々が公園に集まることについては，寮司使往復：史料集 明治初期被差別部落：404
 50) 斎藤緑雨（1900）：忘れ貝：博文館：浅草区史 上：737所収
 51) 明治20年代までは東京の貧民街の調査，報告がなされない。しかし非人，乞胸，願人などの居住地が核となり貧民街が形成されることは指摘されている。西田長寿編（1970）：明治前期の都市下層社会：光生館 4，本田豊（1992）：江戸の非人 部落史研究の課題：三一書房157

Summary : The purpose of this thesis is to study the reciprocity between the spatial change of the urban openspace and the institutional change of the social system which were observed in the transition era, Edo to Tokyo. Since the social estate system was the fundamental system of Edo, the social relief system of Edo had worked within the each social estate groups on general principles. The poor who were in the openspace had to be initiated into the social estate groups that had the activity of life mainly on the openspace like Goumune, Hinin etc. The Meiji government declared the abolishment of the social estate system in early Meiji era. The poor on the road, included who belonged to the ex-social estate groups of the openspace, began to be eliminated from road and began to be accommodated spatially. The public parks of early Meiji era had the aspect of this spatial accommodation. As the conclusion of this thesis, the institutional change from the accommodation by the social estate groups to the spatial accommodation had the reciprocity deeply with the spatial change of the urban openspace.